

## 旭川市・家庭ごみ戸別収集「ふれあい収集」の実施経緯

◆平成8年（1996年）1月／特例排出制度を創設。

①5分別収集実施に伴い、視覚障害等、分別困難な方を対象に、シールを貼って「燃やせないごみ」の日に、混合ごみとして排出する方法を実施しました。

◆平成14年（2002年）12月／「ふれあい収集」試行実施。

①特例排出制度の利用者（370世帯）全世帯の実態を聞き取り調査した結果、ほとんどの利用者は分別が可能と考えられ、ステーションまでの排出が困難ということが判明しました。

②ヘルパーの援助日が「燃やせないごみ」の排出日以外だった時に、前日や数日前に混合ごみをステーションに排出することで、猫やカラスによってのごみ散乱があり、近隣からの苦情やトラブルが起きていました。

③そのような課題が出てきていたことから特例排出制度の趣旨を生かすとともに、分別徹底を図ることで一層のごみの減量化・リサイクルを推進するために全市と同一の6分別による排出を基本とし、戸別収集するとともに、高齢化社会などに対応する市民サービスを目的に加えた「ふれあい収集」の施行実施となりました。

④施行実施に伴い、居宅介護支援事業所や訪問介護事業所へ「ふれあい収集」へ移行するためのご理解や分別のご協力を得るために説明会を実施し、また、特例排出利用者にも分別の説明や理解を得てきました。特例排出利用者を移行するとともに、新たに認定基準を要介護3・独居者としてきました。

◆平成 15 年（2003 年）4 月／「ふれあい収集」本格実施。

①平成 14 年 12 月から平成 15 年 3 月まで認定基準を要介護 3・独居者で試行スタートしましたが、実際のところ要介護 3 の身体状態では、独居での在宅生活は困難で、施設入所やグループホーム等を利用しているということがわかりました。

②そのため、認定基準を要介護 2・独居者と拡大して本格実施へ移行した。

③市内の居宅介護支援事業所、訪問介護事業所宛に「ふれあい収集」実施マニュアル・申請書等を送付し「ふれあい収集」の周知をしてきました。

◆平成 16 年（2004 年）4 月／「ふれあい収集」認定基準を一部改正。

①要介護 2・独居者に拡大して実施してきましたが、同居者が障害を有するなど、現実的には同居者が居てもステーションまでの排出が困難なケースが多かったり、身体障害者手帳を有していても、介護保険の認定区分には反映されないことから、全盲で 1 種 1 級であっても、自分で衣服の着脱が可能だったり、食事をとることができると要介護認定が出てこない。しかしステーションまでごみを排出することは困難だということ。

②そのような状況を考慮し、認定基準の要介護 2 に身体障害者等級・障害名、高齢による身体的衰え等、またはステーションまでの距離等を加味するとともに、同居者が同じ身体状況でステーションまでの排出が困難な方々を対象とする認定基準を設けました。

◆平成 17 年（2005 年）4 月／「ふれあい収集」認定基準を一部改正。

「ふれあい収集」祝日収集開始。

「ふれあい収集」認定審査委員会設置。

- ① 申請相談において、要介護 1 の方でも、現実的にはステーションまでの排出が困難な人が多く寄せられたにもかかわらず、認定基準に満たないためにサービスの利用が受けられない。
- ② また、介護保険被保険者証の有効期間満了に伴い新しい介護保険被保険者証の写しの提出を求めていることから、「ふれあい収集」利用者で明らかにステーションまでの排出が困難な方々が、介護保険認定区分に反映されないことから、認定基準を要介護 1 まで拡大しました。
- ③ 分別品目全て、週一回一度で回収するため、その日が祝日に重なった時は 2 週間空いてしまう。ハッピーマンデーのため他の収集曜日の利用者との年間収集回数にあまりにも差が生じるため、不公平感を無くすこと、おむつや生ごみなど衛生上の問題を解決するために、「ふれあい収集」の祝日収集を実施しました。
- ④ 「ふれあい収集」に係る申請対象者の適正な認定の確保を図るため「ふれあい収集」認定審査委員会を設置した。（詳細は実施マニュアルに要綱が掲載されています）

◆平成 18 年（2006 年）4 月／「ふれあい収集」認定基準を一部改正。

- ①介護保険制度の変更に伴い、今までの要介護 1 の認定者のおおかた 8 割の人が介護予防の観点から要支援 2 になる実態をふまえ認定基準を要支援 2 としました。

◆平成19年（2007年）4月／「ふれあい収集」認定基準を一部改正。

①障害者自立支援法に伴い障害程度区分を認定基準に入れました。

◆平成20年（2008年）6月／粗大ごみの屋内持ちだし施行

①排出困難な高齢者，身体障害者，母子家庭等一定の要件で訪問調査し実施しています。（事業については平成25年4月に廃止となりました）

◆平成22年（2010年）4月／ごみ相談係 設置

①「ふれあい収集」担当者をごみ相談係へ所管替えを行った。

◆平成24年（2012年）課題の整理

①「ふれあい収集」を含む，ごみ相談係の事業の見直し。

◆平成25年（2013年）収集実施体制の見直し

①行財政改革推進プログラム三訂版による，「ふれあい収集」実施体制の見直し（平成27年度に実施予定）

◆平成26年（2014年）「ふれあい収集」実施要領の一部改正

「ふれあい収集」認定審査委員会設置要綱の一部改正

①「ふれあい収集」申請受付・受理の可否について通知書を発行し申請者に通知する。

②「ふれあい収集」の審査結果，及び認定に係る通知文に，処分に対する不服申し立てに係る教示を明記した。

③各通知書の様式番号の変更，及び文言の整理を行った。

④「ふれあい収集」実施要領及び認定審査委員会設置要領の各条項の文言整理を行った。

◆平成 27 年（2015 年） 収集実施体制の見直し実施

①「ふれあい収集」の 3 名乗車を 2 名乗車に変更し実施した。

【申請→認定までの手続き】

「ふれあい収集」の申請書は市内の居宅介護支援事業所，訪問介護事業所，地域包括支援センターに配布してあります。ヘルパーの援助を受けている人は事業所から申請書を受け取ることができます。

実際には申請者が記入できない場合が多いため，ケアマネージャーに代筆，送付していただいています。

①申請書（様式第 1 号）を受理。申請受付通知書（様式第 2 号）→書類審査。（ふれあい収集担当者）

書類審査の結果，面談の必要性がある申請者には，申請受理通知書（様式第 4 号）で通知し，対象外となった方には，申請却下通知書（様式第 5 号）で通知し，面談を行う方には，ケアマネージャーを通じ面談日・時間等調整をさせていただき，ケアマネージャーの立ち会いのもと，自宅を訪問し実態調査を行います。

②面談調査の結果をまとめ，認定審査委員会（クリーンセンター）で審議して可否を判定します。

③認定結果を，申請者に通知書（様式第 6・7 号）で通知する。

【基本的な収集方法】

①1 週間に一度，クリーンセンターが指定した曜日に玄関内を基本とし戸別収集を実施しています。収集日をクリーンセンターが指定するため，収集当日，通院やデイサービス等で不在のケースの時には事前に排出場所を確認しています。

- ② 安否，心身の状態等確認のため，声をかけてごみを収集しています。
- ③ 旭川市内を10地域に分け，毎日2台体制で収集を行っています。運転手1名と収集者1名で対応。積載重量1.1トンの収集専用車を使用しています。

#### 【収集後のごみの処理】

- ① 分別品目ごとに内容の確認，計量「ふれあい収集」専用ステーションに排出し，品目ごとに収集されます。
- ② 分別品目ごとに収集量，収集件数等集計表に入力しています。
- ③ 記録簿にごみの数量，会話の内容，気になった点等を記載し，必要に応じてケアマネージャー等に連絡をさせていただきます。

#### 【「ふれあい収集」担当者】

平成27年度，現在正職員5名，臨時職員3名の計8名で対応しています。

- ① 「ふれあい収集」に関わる問い合わせ
- ② 申請書の受付・書類審査、面談調整・面談調査
- ③ 介護保険被保険者証の有効期間満了時の調査
- ④ 利用者入・退院時の「ふれあい収集」停止・再開の連絡調整
- ⑤ 居宅介護支援事業所・訪問介護事業所との連絡調整